

## 珠洲市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

### 1. 特定個人情報等の保護に関する考え方

珠洲市の実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び議会をいう。以下同じ。）では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び珠洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年珠洲市条例第 21 号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務において特定個人情報等を取り扱う。番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定するなど、より厳格な保護措置を定めていることから、管理規程（管理体制に関する規定を含む。以下同じ。）、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

### 2. 特定個人情報等の保護方針

個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

#### (1) 法令遵守

特定個人情報等を取り扱うに当たっては、以下の法令等を遵守する。

ア 番号法

イ 番号利用条例

ウ 珠洲市個人情報保護条例（平成 16 年珠洲市条例第 15 号）

エ 珠洲市情報セキュリティポリシー（平成 16 年 4 月 1 日策定）

オ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）

カ その他関連する法令及び規程

#### (2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

#### (3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

#### (4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託

先を含む。)において、番号法に基づき珠洲市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する管理規程、取扱規程等を継続的に見直し、その改善に努める。